

感対号外  
令和4(2022)年1月29日

各関係団体等の長 様

栃木県保健福祉部長

濃厚接触者の待機期間及び無症状患者の療養解除基準の短縮について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和4年1月21日付け感対第606号「新型コロナウイルス感染症に係る社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について（依頼）」により、濃厚接触者となった社会機能維持者の方については、条件を満たせば待機期間の10日を待たずに待機を解除できることとしたところです。

今般、令和4年1月5日付け（令和4年1月28日一部改正）厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」により、濃厚接触者の待機期間を原則7日間とし、社会機能維持者の方は2日にわたる検査を組み合わせることで5日目に解除という取扱いが示されました。

本県においても、上記の取扱いを適用することといたしましたので、貴団体員等に対する周知について御協力くださるようお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 028-623-2826